

# 食品等物流効率化システム導入支援事業実施要領

制定 平成30年2月1日29食産第4607号  
農林水産省食料産業局長通知

## 第1 目的

食品産業等生産性向上緊急支援事業実施要綱（平成30年2月1日付け29食産第4265号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表の事業の種類の欄の2の食品等物流効率化システム導入支援事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び食品産業等生産性向上緊急支援事業補助金交付要綱（平成30年2月1日付け29食産第4509号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

## 第2 事業実施主体

1 実施要綱別表の事業実施主体の欄の2の食料産業局長が別に定める者は、次のとおりとする。

（1）民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費者生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、医療法人、社会福祉法人、公社、独立行政法人等をいう。以下同じ。）

（2）法人格を有さない団体であつて食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

（3）民間団体等又は特認団体を構成員とする協議会（事業化共同体（コンソーシアム）を含む。）

なお、協議会が事業実施主体となる場合、地方公共団体がその構成員となることを妨げない。

2 1の（2）の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

（4）事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

3 1の（2）の特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

4 1の（3）の協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程を作成していること。

（4）事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

## 第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

飲食料品（その原料又は材料として使用される農林水産物及び花きを含む。以下同じ。）等の出荷及び入荷施設等における貨物の搬出入の状況についての情報や運送事業者等から提供される到着予定時刻に係る情報を管理するシステム、農林水産物等の出荷量・時間等を早期に予測し当該情報を利用することでトラック等の最適な配車や輸送ルートを決するためのシステム、物流施設及び設備等の効率的な利用や共同輸送等による輸送効率の向上を促進するためのシステムのほか、パレット等の出入、分別及び保管等を円滑化するためのシステム等、飲食料品等の物流効率化を目的とするICT技術を活用したシステムの導入又は構築を行う。

なお、システム導入又は構築については、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 携帯電話やタブレット端末等でも利用できるシステムとすること。
  - (2) システムの活用による効率化の効果（物流経費又はトラックドライバーの手待ち時間若しくは荷役時間の削減率等）を測定すること。
  - (3) クラウドコンピューティング等により既に開発されている技術や運用実績に基づくノウハウを活用する等、迅速かつ効率的なシステム導入又は構築を図ること。
- (補助対象経費)

システム設計費、プログラム開発費、システム導入費（リース等費を含む。）、資機材導入費（設置費用を含む。）、回線使用料、データ収集費、文献購入費、資料作成費、通信運搬費、外注費、消耗品費等

#### 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度とする。

#### 第5 採択基準等

##### 1 採択基準

実施要綱第4の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 事業実施のため、関係事業者・団体等との必要な調整・連携が図られていること。

##### 2 事業実施上遵守すべき事項

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の実施に伴い、機器等を購入（取得価格が50万円以上の機器及び器具に限る。）する場合
  - ア 機器等の購入に当たっては、原則2社以上の見積書をとること。
  - イ 耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該機器等を管理すること。
  - ウ 当該機器等を本事業の目的に従い別の者に使用等をさせる場合は、あらかじめ食料産業局長に相談すること。
- (2) 本事業の実施に伴い、機器等のリース等（提供される役務の利用を含む。以下同じ。）をする場合
  - ア リース等事業者（リース等を提供する事業者をいう。以下同じ。）とリース等契約（事業実施主体とリース等事業者で締結する機器等の賃貸借等に関する契約をいう。以下同じ。）を締結すること。
  - イ 複数年度にわたるリース等契約の場合、契約期間は最長平成32年度末までとす

ること。

ウ 初回リース等料金支払時に、リース等料金総額を全額一括して支払うこと。

エ リース等事業者からリース等契約が引き続いていることを確認できる書類又はリース等料金の支払に係る領収書及びこれに類する書類を受け取ったときは、その写しを第7の2のその他の状況報告に添付すること。

オ リース等期間中におけるリース等料金の支払に関する帳票を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース等期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

## 第6 事業実施手続

### 1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

### 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業の内容の追加又は削除

（2）事業目的の変更

（3）交付要綱別表の2の食品等物流効率化システム導入支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

## 第7 事業実施状況等の報告

### 1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

### 2 その他の状況報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から3年間、毎年度、事業の成果、課題及びシステムの運用状況等について別記様式3により報告書を作成し、翌年度の5月末までに食料産業局長に提出するものとする。

### 3 事業実施状況の報告

食料産業局長は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求めることができるものとする。

### 4 指導

（1）食料産業局長は、1から3までの報告により事業成果等を確認し、事業実施計画に掲げられた事業目標が達成されていない等と認められる場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

（2）本事業において導入した機器等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、国は既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めること

ができるものとする。

## 第8 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- (2) 農林水産省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、農林水産省が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、あらかじめ両方で協議・調整を行うこと。

## 第9 その他

- 1 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施している、又は実施した事業については、本事業の助成対象としない。
- 2 交付される補助金の額は、本事業を実施する地域の実情に即した適正な現地実効価格により算出するものとする。

## 附 則

この通知は、平成30年2月1日から施行する。

別記様式1（第2関係）

食品等物流効率化システム導入支援事業  
特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員
- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項

10 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近3カ年の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議録写し等）
- （3）その他参考資料

年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職及び氏 名 印

食品等物流効率化システム導入支援事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

食品産業等生産性向上緊急支援事業実施要綱（平成30年2月1日付け29食産第4265号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（注）1. 関係書類として、別紙1又は2のうち実施事業に係るもの並びに別添1及び2を添付してください。

2. 事業の変更、中止又は廃止の場合には、「第5の1」とあるのは「第5の2」としてください。

3. 変更の場合には、別紙の「実施計画書」の後ろに（変更申請）と追記し、冒頭に変更の理由を記載するとともに、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略してください。

4. 中止又は廃止の場合には、本様式中「実施計画書」の後ろに（中止（廃止）申請）と追記し、冒頭に事業を中止し、又は廃止する理由を記載してください。

5. 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名のうち「実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について」とあるのを「事業実施結果に係る報告について」とし、別紙1又は2のうち実施事業に係るもの並びに別添1及び2に実績を記載してください。

## 別紙

食品等物流効率化システム導入支援事業  
実施計画書

|             |          |  |     |  |
|-------------|----------|--|-----|--|
| 事業担当者名及び連絡先 | 団体名      |  |     |  |
|             | 氏名（ふりがな） |  |     |  |
|             | 所属（部署名等） |  |     |  |
|             | 役職       |  |     |  |
|             | 〒<br>所在地 |  |     |  |
|             | 電話番号     |  | FAX |  |
|             | E-mail   |  | URL |  |
| 経理担当者及び連絡先  | 氏名（ふりがな） |  |     |  |
|             | 所属（部署名等） |  |     |  |
|             | 役職       |  |     |  |
|             | 電話番号     |  | FAX |  |
|             | E-mail   |  | URL |  |





別添 1

第 1 総括表

| 事業<br>種類 | 事業<br>細目 | 事業費 | 負 担 区 分 |        | 事業の<br>委 託                                        | 備 考 |
|----------|----------|-----|---------|--------|---------------------------------------------------|-----|
|          |          |     | 国庫補助金   | 事業実施主体 |                                                   |     |
|          |          | 千円  | 千円      | 千円     | (1)委託先<br>(2)委託する<br>事業の内<br>内容及びそ<br>れに要す<br>る経費 |     |
| 合 計      |          |     |         |        |                                                   |     |

(注) 1 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。

2 別紙経費内訳書を添付してください。

別添 2

経 費 内 訳 書

| 区 分  | 事業費        | 負 担 区 分    |            | 備 考           |
|------|------------|------------|------------|---------------|
|      |            | 国庫補助金      | 事業実施主体     |               |
| 〇〇〇費 | 千円<br>〇〇〇〇 | 千円<br>〇〇〇〇 | 千円<br>〇〇〇〇 | 単価×数量、員数等＝△△円 |
| 合 計  | 〇〇〇〇       | 〇〇〇〇       | 〇〇〇〇       |               |

- (注) 1 区分欄には別添 1 の事業細目及び事業費の内訳を、備考欄には、その内訳の経費積算の根拠等（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。
- 2 事業の一部を他の民間団体に委託する場合には、該当部分の経費が分かるように記載してください。
- 3 経費の支出に関する規程（謝金・旅費及び賃金の単価等が分かるもの）等を添付してください。
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費は、自己負担になります。

年 月 日

取組状況等報告書

農林水産省食料産業局長 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職名 氏 名 印

食品等物流効率化システム導入支援事業実施要領（平成30年2月1日付け29食産第4607号農林水産省食料産業局長通知）第7の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

交付決定通知書 平成 年 月 日 食産第 号

記

- 1 システム運用状況
- 2 事業終了以降に実施したシステム改修及び今後予定している改修の内容等（該当があれば記載して下さい。）
- 3 本事業の成果・効果（本事業により物流の効率化につながった事例等を記載して下さい。）
- 4 新たな課題等（該当があれば記載して下さい。）
- 5 リース等契約確認書類（契約が引き続いていることを確認できる書類又はリース等料金の支払に係る領収書及びこれに類する書類を別添で添付して下さい。）※機器等をリース等した場合のみ記載

